

衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進助成金交付要綱

平成29年3月27日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、交通及び労災事故の防止対策を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ装着車(以下「装着車」という)を導入する事業者に対して助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、新たに装着車を導入するトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る) (以下「事業者」という)とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる装置は、国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV))の導入に対する支援」の対象装置と同一とする。
2 装着する車両は、車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックの搭載に限る。

(助成金額)

第4条 助成金額は、1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限10万円)とし、1事業者5台を限度とする。

(助成金交付申請)

第5条 事業者は、装着車導入に対する助成を申請する場合、様式1の「衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進助成金交付申請書」により助成金交付の申請をする。
受付期間は、2020年4月1日から2021年2月5日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

(助成金の交付決定)

第6条 宮ト協は、申請書類を審査し助成金を交付すべきものと認めた時、様式2の「衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進助成金交付決定通知書」により助成金交付の通知をする。
宮ト協は、通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 事業者は、装着車導入が完了したときは、2021年2月26日までに、様式3の「衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進実績報告書(助成金交付請求書)」を宮ト協に提出し、導入報告と助成金の請求をする。

(助成金交付)

第8条 宮ト協は、前条の導入報告及び交付請求書の提出があつたときは、速やかにその報告内容を審査し、交付の決定内容及び付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第9条 交付決定後、申請内容の変更若しくは取下げる場合は、様式5の「衝突被害軽減ブレーキ装着車導入促進助成申請[変更・取下]届出書」を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 10 条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(取付車両の処分の制限)

第 11 条 事業者は、交付対象となった車両購入の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は2020年4月1日から施行する。